急性期・総合医療センターの固定資産管理について　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　 対象受検機関：地方独立行政法人大阪府立病院機構

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　大阪府立急性期・総合医療センター（以下「総合医療センター」という。）が保有、管理する有形固定資産の概要（平成26年度末現在）   |  |  | | --- | --- | | 科　　　　　目 | 帳　簿　価　額 | | 土地 | 7,221,757,000円 | | 建物 | 8,886,811,424円 | | 建物付属設備 | 2,097,080,856円 | | 構築物 | 530,941,259円 | | 器械備品 | 3,068,617,242円 | | 器械備品リース | 1,834,099,205円 | | 車両 | 10,925,000円 | | 車両リース | 1,979,746円 | | 放射性同位元素 | 9,850円 | | 建設仮勘定 | 316,966,290円 | | 有形固定資産合計 | 23,969,187,872円 | |  |  |   ２　固定資産実査について  (1)　総合医療センターでは、病院機構固定資産管理規程第28条に基づき、平成24年度より３年間で全資産が対象となるよう、固定資産実査を実施している。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 実施年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | | 取得価格 | 500万円以上 | 150万円以上500万円未満 | 10万円以上150万円未満 | | 対象件数 | 117件 | 387件 | 3,108件 |   (2)　平成26年度実査調査の結果、対象資産3,108件のうち、現物を確認できなかったもの（595件）については、耐用年数が到来していない固定資産も含まれており、14百万円の除却損を計上した。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 項目 | 件数 | 取得価額 | 期首帳簿価格 | 除却損 | | 現物なし（台帳との差異） | 595件 | 209,161,828円 | 21,455,684円 | 14,097,730円 | | うち、耐用年数未経過資産 | 67件 | 25,786,516円 | 12,969,096円 | 9,297,756円 | | うち、パーソナルコンピュータ（以下「ＰＣ」という。） | 61件 | 11,435,563円 | 3,435,427円 | 2,202,773円 | | うち、平成18年の地方独立行政法人化当初に大阪府から移管したもの | 377件 | 122,700,506円 | 3,010,535円 | 1,921,074円 |   (3)　総合医療センターは、現物を確認できなかった595件について、各所属及び施設保全グループが捜索や原因調査を実施したが、紛失や盗難によるものとの確証が得られなかったことから、「現物を廃棄した際、固定資産台帳からの除却処理が漏れていた」又は、「地方独立行政法人設立時に大阪府から移管する際、既に現物が無かった」と推定した。  (4)　現物を確認できなかったＰＣ61件は、全て論文作成等研究用として利用していたものであり、診療系ネットワークへの接続や電子カルテ・医事会計データのダウンロードができなくなっている。また、電子カルテ・医事会計システムのＰＣからＵＳＢメモリー等へのデータ書き出しは、許可された職員が許可されたＰＣで、許可されたＵＳＢメモリー（強制暗号化機能付き）を用いる場合に限ってのみ可能とする等の取組を実施している。このため、総合医療センターは、仮に研究用のＰＣが紛失等したとしても、個人情報の流出の可能性はないと判断している。  ３　固定資産の除却に係る手続について  　　廃棄に当たっての事前承認を得ることが規定されていない。現物の廃棄を行った後、固定資産台帳に除却登録を行うに当たっての手続が規定されているだけである。    【固定資産管理規程】  （処分の定義）  第15条　この規程において固定資産の処分とは、売却、譲渡、除却等により固定資産を失うときのことをいう。  （売却及び譲渡）  第16条　固定資産を売却することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。  １　修繕若しくは改造が不可能なとき又は修繕若しくは改造に要する費用が当該資産に相当する資産の取得等に要する費用より高価であると認められるとき。  ２　使用年数の経過、能力低下、陳腐化等により新たな固定資産を取得した方が有利であると認められるとき。  ３　その他業務にあたり当該固定資産を必要としなくなったとき。  （除却）  第17条　固定資産を除却することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。  １　災害又は盗難等により滅失したとき。  ２　前条第１項第１号から第３号までによる売却ができないとき。  （現物確認）  第28条　管理責任者は、管理する固定資産について、定期かつ随時に固定資産の現物と固定資産台帳とを照合しなければならない。  ２　管理責任者は、前項の規定による結果、差異のあるもの又は損耗の著しいものについて、その原因を調査しなければならない。  （差異の処理）  第29条　管理責任者は、前条第２項の規定による調査に基づき、固定資産台帳を変更する場合は遅滞なくその手続きをとるとともに、差異のあるものについては再発防止のための対策を講じなければならない。 | １　実査の結果、現物が確認できなかった資産については、「現物を廃棄した際、固定資産台帳からの除却処理が漏れていた」「大阪府から移管する際、既に現物が無かった」として除却しているが、捜索や原因の調査の結果についてはまとめられていない。    ２　廃棄の意思決定に係るルールが定められていない。  ３　実査の結果を受けて、固定資産台帳に除却登録した595件の資産については、固定資産管理実施要領で定める固定資産処分件名一覧表が作成されていない。  ４　現物を確認できなかったＰＣには個人情報が入っていないとのことであるが、ＰＣの処分に当たって専用ツールを用いた情報の消去やハードディスクの破壊を行う等、ＰＣに係る廃棄についてのルールが設けられていない。 | １　現物が確認できなった固定資産に係る捜索や原因の調査の結果を記録としてとりまとめられたい。  ２　固定資産の廃棄等決定に係る決裁ルールを設けられたい。  ３　固定資産管理規程等に基づき、除却処理等の手続を漏れなく実施し、適正な事務処理を行われたい。  ４　ＰＣ等の情報機器については、情報セキュリティの観点から、厳格な管理手続を定められたい。また、毎年度、実査の実施対象とすることを検討されたい。  ５　府立病院機構本部は、他のセンターでも同様の事例がないかを確認し、必要な指導を行われたい。 |
| 措置の内容 | | |
| １　総合医療センターにおいて、現物が確認できなった固定資産（595件）について、改めて聴き取り等により原因の調査を行った。その結果、原因は、①工事に伴って撤去した設備や更新した設備等について除却手続を怠っていた(工事関係書類等の他の書面で廃棄の事実が確認できたもの 34件)、②故障や耐用年数の経過等により廃棄したにもかかわらず除却手続を失念していた（聴き取りにより廃棄の事実が確認又は推認できたもの556件（ＰＣ61件を含む））、③地方独立行政法人設立以前から資産が存在していなかった（５件）であることを確認し、平成26年度固定資産実査に係る調査結果一覧表により令和２年12月に取りまとめを行った。  ２　府立病院機構本部（以下「本部」という。）において、固定資産の廃棄等決定に係る決裁に関するものを含め、固定資産管理規程に沿って固定資産を処分（売却、譲渡、廃棄等）する際の必要な手続について、プロセス（①処分の検討、②処分の決定、③処分の実施、④処分の確認、⑤処分の確定）ごとに示した「固定資産の処分手続に係る基本指針」を定め、各センターに対し、平成28年３月24日付けで通知した。  ３　総合医療センターの平成26年度固定資産実査を受けて、固定資産台帳に除却登録した595件の資産について、固定資産管理実施要領で定められている「固定資産処分件名一覧表」を作成した。また、平成27年度以降も、固定資産実査で現物を確認できなかったものについては、平成26年度と同様に原因を調査し、その結果を取りまとめた上で「固定資産処分件名一覧表」を作成している。また、毎年度、資産管理ラベルの貼付漏れについては、再貼付を行うとともに、設置場所の管理情報が異なるものについては、修正を行うなど、固定資産管理規程等に基づき適正な事務処理を行っている。  更に固定資産の適正管理を図るため、平成28年２月から院内ＯＡ（院内における情報共有システム）を活用し、各所属から固定資産台帳の照会を可能とすることにより、固定資産の除却手続の漏れを防止するチェック体制の強化を図った。  ４　平成27年度の監査で指摘を受けた直後に、ＰＣ等の情報機器（消耗品）の台帳を作成し、管理を行ってきた。また、これら情報機器（消耗品）の管理や実査の方法、廃棄等の手続を明文化するため、平成31年２月１日付けで「大阪急性期・総合医療センターＰＣ等管理要綱」（以下「要綱」という。）を制定するとともに、関係職員に周知した。さらに、令和元年10月２日付けで同要綱を改訂し、ＰＣ等の現物の有無の確認を「定期的」から「年１回以上」に改めた。  要綱の運用に当たっては、パソコン・タブレット等（以下「パソコン等」という。）の購入情報を情報システム担当部署へ集約し、情報システム担当部署が管理台帳へ登録している。また、廃棄については、所有部署がパソコン等廃棄依頼票を情報システム担当部署及び施設や物品の管理担当部署に提出し、承認を受け、情報システム担当部署が管理台帳に反映させている。パソコン等廃棄依頼票は所有部署から施設や物品の管理担当部署へ提出し、現物を施設や物品の管理担当部署にて一時保管後、データの完全消去及び現物の処分は施設や物品の管理担当部署から業務委託することにより適切に処理している。  ５　本部においては、平成27年度の監査で指摘を受けた後、経理事務担当者会議及び業務リーダー会議の場において、監査での指摘事項を情報共有するとともに、現物確認ができなかった固定資産については調査を行い、監査での指摘事項と同様の事例について、速やかに補正等を行うよう指導した。また、平成28年４月には再発防止に向けたチェックリストを作成し、周知徹底を図った。さらに、平成29年度以降は本部が各センターの固定資産実査状況の確認（モニタリング）を実施し、本部が実施したモニタリング及び各センターが実施した固定資産実査の結果については、本部及びセンター間で共有するとともに、必要に応じ、本部として指導を行っている。今後も、固定資産に係る事務フローの徹底や点検、チェック体制の強化など、一層の適正化に努めていく。  また、大量の個人情報を扱う観点から、各センターで外部記憶媒体等を含めた情報機器全般の管理についての規程等を設けており、これに基づき情報機器全体の管理を徹底する。 | | |

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年１月18日、事務局：平成27年11月16日から同月20日まで）